

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	佐 藤 祐 文
同	高 橋 正 治

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和 3 年 4 月 12 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

(理 由)

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、市が道路用地として寄付を受けた土地の範囲と道路区域の範囲とが一致していないこと及び市が道路用地として本来取得すべき土地を取得しなかったことや取得した土地に境界標を設置していないこと等が財産の管理を怠る事実と該当する旨、主張していますが、これらの主張は、いずれも道路の管理に関するものと解されます。

道路の管理が住民訴訟の対象となるかについて、東京高裁平成 15 年 4 月 22 日判決は「道路の管理といっても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべきである。」と判示しており、これは住民監査請求においても同様であると解されます。

請求人の主張は、いずれも道路行政上の管理に関するものであり、財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理に関するものとは認められず、法第 242 条第 1 項に規定する財産的管理を怠る事実には該当しません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。